

## 落札者決定基準 (SNS を活用したシングルマザー等就業支援事業運営業務)

### 1 基本的な考え方

落札者の決定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する SNS を活用したシングルマザー等就業支援事業運営業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

#### (1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

#### (2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

#### (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\begin{array}{ccc} \boxed{\text{総合評価点}} & = & \boxed{\text{価格評価点}} + \boxed{\text{技術評価点}} \\ (100 \text{ 点満点}) & & (50 \text{ 点満点}) \end{array}$$

#### (4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

#### (5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

- ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合  
技術評価点が高い者を落札者とする。
- イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合  
技術評価点のうち、評価項目「③就業相談から定着支援までの実施体制及び実施方法」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。
- ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合  
入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

### 2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\boxed{\text{価格評価点} = 50 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})}$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

### 3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

#### (1) 評価点

技術提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

#### (2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウェイトを乗じて、項目評価点とする。

#### (3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

#### (4) 項目評価点、技術評価点における基準点

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

①別記評価表の「②就業支援システムの構築」の項目評価点について、委員会の各委員の平均が2点以下の場合

②別記評価表の「③就業相談から定着支援までの実施体制及び実施方法」の項目評価点について、委員会の各委員の平均が4点以下の場合

③技術評価点が25点以下の場合

### 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合

- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 項目評価点または技術評価点が、上記3(4)における基準点を満たさない場合

別記 評価表

評価項目	評価事項	評価の目安	評価点	ウェイト	項目評価点
① 業務実施体制・業務実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に対する基本方針・基本的な考え方が、本業務の目的と合致しており、適切な業務の履行が期待できるか。</li> <li>・業務内容に対する理解があり、かつ、ひとり親家庭を取り巻く近年の動向や支援対象者像についての認識が適切であるか。</li> <li>・業務を着実かつ効果的に遂行することができる十分な実施体制が整えられているか。</li> <li>・業務の進め方やスケジュールが適切に計画され、円滑に進められることが期待でき、かつ現実的であるか。</li> </ul>	<p>5. 非常に優れています 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない</p>	1	点	点／5点
② 就業支援システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LINE 画面のイメージ図は、利用者にとってわかりやすくかつ使いやすいものであるか。</li> <li>・登録時診断機能の手法と内容は、具体的かつ効果を期待できるか。</li> </ul>		1	点	点／5点
③ 就業相談から定着支援までの実施体制及び実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業相談、職業紹介、定着支援の実施体制は、本業務を履行する上で十分であり、かつ実現可能であるか。</li> <li>・就業相談の考え方や実施方法は、シングルマザー等の状況を理解した内容であり、効果が期待できるか。</li> <li>・職業紹介（マッチング）の考え方、就業相談からの流れ、実施方法は、シングルマザー等の状況を理解した内容であり、生活の向上や経済的自立に向けて効果が期待できるか。</li> <li>・定着支援の考え方や実施方法は、就職後のシングルマザー等の状況を理解した内容であり、効果が期待できるか。</li> </ul>		2	点	点／10点

<b>④ 求人開拓の実施体制 及び実施方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求人開拓の実施体制は、本業務を履行する上で十分であり、かつ実現可能であるか。</li> <li>・シングルマザー等を取り巻く雇用情勢や求人事業者の状況を適切に理解し、その状況を踏まえた求人開拓の考え方や実施方法が具体的に示されているか。</li> <li>・シングルマザー等が働きやすい就業内容や職場環境の形成に向けて求人事業者にどのように働きかけるかについて、具体的かつ効果的な方法が示されているか。</li> </ul>			2	点／10点
<b>⑤ 自立支援セミナー・ 交流会・スキルアップ セミナーの実施</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種セミナー・交流会で予定している講師・司会者は、本業務の目的に照らして適任であり、効果が期待できるか。また、必要な実施体制が確保されているか。</li> <li>・参加者を本システムの利用につなげる流れは、具体的かつ効果的であるか。</li> <li>・スキルアップセミナーの内容は、就職・転職、キャリア形成に向けて具体的かつ効果的であるか。</li> </ul>			1	点／5点
<b>⑥ 情報発信・プロモー ションの実施</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プッシュ通知で配信する支援情報や求人情報の内容や配信頻度について、積極的に本就業支援を利用しようと思うような工夫がなされており、かつ、効果が期待できるか。</li> <li>・本市ホームページ「わたしのSTORY」に掲載する原稿案のインタビュー対象者の選定基準や構成イメージは具体的であり、シングルマザー等の意欲喚起に効果的であるか。</li> <li>・SNS媒体への広告掲載の手法や工夫は、LINE登録者数の事業目標達成に向けた取り組みとして、効果が期待でき、かつ具体的であるか。</li> </ul>			1	点／5点
<b>⑦ 独自提案</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独自提案として記載されている内容は、現実的であり、かつ、シングルマザー等の就業支援・自立支援に効果的であるか。</li> </ul>			1	点／5点
<b>⑧ 個人情報保護</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の取扱いや個人情報保護の措置について、具体的な内容が記載されているか。また、プライバシーマーク等を付与されているか。</li> </ul>			1	点／5点

(50点満点)